

大阪市告示第507号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年大阪市条例第59号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和7年4月7日

大阪市長 横山英幸

1 観覧料（特別の展示に係るものを除く。）

区分	観覧料
高等学校又は高等専門学校（これらに準ずるものを含む。）の生徒及び大学（これに準ずるものを含む。）の学生	1人1回につき600円
上記に掲げる者以外の者	1人1回につき1,200円

2 実施年月日 令和7年4月1日から

（経済戦略局観光部観光課）